

議案第 45 号

岡山県西部地区養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定に基づき、岡山県西部地区養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分については、別紙のとおり関係地方公共団体の協議により定めることとする。

令和 5 年 6 月 9 日提出

里庄町長 加藤 泰久

(提案理由)

岡山県西部地区養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分に関する協議を行うため、
地方自治法第 290 条の規定に基づき、議会の議決を経る必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

別紙

岡山県西部地区養護老人ホーム組合の解散に伴う財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 289 条の規定により、令和 6 年 3 月 31 日をもつて解散する岡山県西部地区養護老人ホーム組合の財産処分を次のとおり定めることについて協議する。

令和 5 年 月 日

笠岡市長 小林嘉文

浅口市長 栗山康彦

里庄町長 加藤泰久

岡山県西部地区養護老人ホーム組合の財産処分を次のとおり定める。

笠岡市に承継する財産

1 物品

区分	数量	備考
軽自動車	1 台	車名 スズキ 型式 DBA-HA35S
事務机	13 台	横 106cm × 奥行 73cm × 高さ 74cm
袖机	3 台	横 40.5cm × 奥行 73cm × 高さ 74cm
ロッカー	4 台	横 31.5cm × 奥行 51.5cm × 高さ 179cm ほか
棚	13 台	横 38.5cm × 奥行 62cm × 高さ 101.5cm ほか
その他 掃除機、台車ほか		

浅口市に承継する財産

1 物品

区分	数量	備考
軽自動車	1台	車名 三菱 型式 GBD-U61V
事務机	5台	横 106cm×奥行 73cm×高さ 74cm
袖机	2台	横 40.5cm×奥行 73cm×高さ 74cm
ロッカー	4台	横 31.5cm×奥行 51.5cm×高さ 179cm ほか
棚	3台	横 88cm×奥行 51.5cm×高さ 179cm ほか
その他 掃除機、長机ほか		

里庄村に承継する財産

1 物品

区分	数量	備考
棚	3台	横 88cm×奥行 38cm×高さ 179cm
その他 掃除機、電子レンジほか		